

# 第2回広島市・湯来町合併研究協議会

## 資 料

	頁
議題1 町の区域及び名称の取扱い(案)【協議番号第4号】・・・・・・・・・・	1
議題2 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い(案)【協議番号第5号】・	2
議題3 使用料、手数料、負担金等の取扱い(案)【協議番号第6号】・・・・	3
議題4 補助金等の取扱い(案)【協議番号第7号】・・・・・・・・・・・・・・	20
議題5 財産区の取扱い(案)【協議番号第8号】・・・・・・・・・・・・・・	32

日時：平成16年(2004年)9月10日(金)

15:00～16:00(予定)

場所：湯来町総合福祉センター 多目的ホール

広島市・湯来町合併研究協議会協議書

協議番号 第4号

協議事項 町の区域及び名称の取扱い

現 況			比 較		
広 島 市			湯 来 町		
区 分  町の区域	町の数		区 分  町の区域	名 称	町の数
	中 区	1 1 2		杉並台	1
	東 区	1 3 7		大字下 大字白砂 大字菅澤 大字多田 大字葛原 大字伏谷 大字麦谷 大字和田	-
	南 区	1 3 4			
	西 区	1 4 9			
	安佐南区	1 5 3			
	安佐北区	1 2 0			
	安芸区	7 4			
	佐伯区	1 2 8			
計	1 , 0 0 7				

調整方針(案)	<p>(1) 町の区域は、杉並台については現行のとおりとするものとし、町を設定していない区域については当該区域をもって新たに一の町の区域を設けるものとする。</p> <p>(2) 町の名称は、杉並台については現行のとおりとするものとし、新たに設ける町の区域については湯来町<small>ゆきちやう</small>とするものとする。</p>
---------	---

備 考	
-----	--

議題 2

広島市・湯来町合併研究協議会協議書

協議番号 第 5 号

協議事項 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

現 況 比 較

(平成 16 年 3 月 31 日現在)

区 分		広 島 市		湯 来 町	
農 業 委 員 会 の 委 員	定 数 ( 実 員 )	選挙委員		30人 ( 30人 )	13人 ( 13人 )
		選任委員	団体 推薦	3人 ( 3人 )	2人 ( 2人 )
			議会 推薦	5人 ( 5人 )	3人 ( 3人 )
		計		38人 ( 38人 )	18人 ( 18人 )
	任 期 ( 3 年 )		平成 16 年 6 月 17 日 ~ 平成 19 年 6 月 16 日		平成 14 年 9 月 30 日 ~ 平成 17 年 9 月 29 日
農 地 面 積		3 , 9 0 0 . 3 h a		5 3 0 . 3 h a	
基準農業者数 ( 10a 以上の農地に つき耕作を営む農家世帯数及び 農業生産法人の数の合計数 )		8 , 1 5 8		6 1 7	

調整方針(案)

- (1) 湯来町農業委員会は、広島市農業委員会に統合するものとする。
- (2) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、広島市及び湯来町の合併の際湯来町農業委員会の選挙による委員で広島市農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるもの 3 人は、広島市農業委員会の委員の残任期間、引き続き広島市農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。

備 考

広島市・湯来町合併研究協議会協議書

協議番号	第 6 号
------	-------

協議事項	使用料、手数料、負担金等の取扱い
------	------------------

現 況 比 較																							
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>使用料、手数料、負担金等の件数</span> <span>(平成 16 年 4 月 1 日現在)</span> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 25%;">広 島 市</th> <th style="width: 25%;">湯 来 町</th> <th style="width: 35%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使 用 料</td> <td style="text-align: center;">7 9 件</td> <td style="text-align: center;">2 0 件</td> <td>資料 1 のとおり。</td> </tr> <tr> <td>手 数 料</td> <td style="text-align: center;">3 9 件</td> <td style="text-align: center;">1 6 件</td> <td>資料 2 のとおり。</td> </tr> <tr> <td>負 担 金 等</td> <td style="text-align: center;">1 1 件</td> <td style="text-align: center;">1 0 件</td> <td>資料 3 のとおり。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">1 2 9 件</td> <td style="text-align: center;">4 6 件</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区 分	広 島 市	湯 来 町	備 考	使 用 料	7 9 件	2 0 件	資料 1 のとおり。	手 数 料	3 9 件	1 6 件	資料 2 のとおり。	負 担 金 等	1 1 件	1 0 件	資料 3 のとおり。	計	1 2 9 件	4 6 件	
区 分	広 島 市	湯 来 町	備 考																				
使 用 料	7 9 件	2 0 件	資料 1 のとおり。																				
手 数 料	3 9 件	1 6 件	資料 2 のとおり。																				
負 担 金 等	1 1 件	1 0 件	資料 3 のとおり。																				
計	1 2 9 件	4 6 件																					

調整方針(案)	使用料、手数料、負担金等は、原則として広島市の制度に統一するものとする。
---------	--------------------------------------

備 考	公の施設の使用料については、用途や利用実態等を考慮しながら、引き続き調整を行う。
-----	--

資料1 使用料一覧表

1 湯来町(20件)

備考欄は、広島市にある同様の使用料

名 称	内 容		備 考	
行政財産の使用料	[湯来町行政財産の使用料に関する条例第2条]	<p>会議等のために一時的に建物を使用する場合 1,000円/室</p> <p>建物敷地、物置等として土地を使用する場合 200円/m<sup>2</sup>・月</p> <p>一時的催しものために土地を使用する場合 (3時間までごとに) 2,000円/100m<sup>2</sup></p>	[広島市財産条例第2条]	<p>講演会、会議等のため建物を一時的に使用する場合 ・講堂又は屋内体育館(500m<sup>2</sup>未満、500m<sup>2</sup>以上) ・教室</p> <p>(1時間までごとに) 650円、1,410円 120円/室</p> <p>体育・文化行事等のため一時的に土地を使用する場合 ・1日のうち時間を単位として使用する場合 ・使用する期間が1日以上の場合</p> <p>53円/100m<sup>2</sup>・時間 795円/100m<sup>2</sup>・日</p>
総合福祉センター使用料	[湯来町総合福祉センター設置及び管理条例第8条]	<p>原則 無料</p> <p>一般使用 (基本使用料 4時間まで) (昼間:8:30~17:00、 夜間:18:00~22:00)</p> <p>・多目的ホール (16,000円、8,000円) ・ロビー (3,200円、1,600円) ・相談室、指導室 (1,600円、800円) ・調理実習室 (3,200円、1,600円) ・会議室 (1,600円、800円)</p> <p>(追加使用料 1時間までごとに) 2,500円 500円 250円 500円 250円</p> <p>・多目的ホール ・ロビー ・相談室、指導室 ・調理実習室 ・会議室</p> <p>・冷暖房料 上記基本使用料及び追加使用料の50%</p>		
火葬場使用料	[湯来町火葬場設置及び管理条例第7条]	<p>・大人の遺体の火葬 20,000円/体 ・小人(12歳未満)の遺体の火葬 15,000円/体 ・死産児の火葬 10,000円/体 ・手術肢体等の焼却 11,000円/個 ・死体一時保管 8,000円/日・体</p> <p>大字和田に住所を有する者は、上記金額から1,000円を減じる。</p>	[広島市火葬場条例第5条]	<p>・12歳以上の遺体の火葬 8,200円/体 ・12歳未満の遺体の火葬 5,900円/体 ・死産児の火葬 3,200円/体 ・時間外火葬 上記金額に1,900円/体を追加 ・手術肢体等の焼却 1,100円/2kg (4,300円、8,700円/体) ・小動物死体の焼却(小、大) ・遺体の一時保管 1,100円/日・体</p>
墓地使用料	[湯来町墓地設置及び管理条例第10条、第11条]	<p>・杉並台墓苑 250,000円/3m<sup>2</sup></p> <p>・杉並台墓苑(管理料) 30,000円/区画</p> <p>使用料等は、使用許可の際1回限り納付。</p>	[広島市墓地及び納骨堂条例第11条]	<p>・三滝墓園、高高原墓園 9,000円~90,000円(等級に応じて)</p> <p>・平林墓地、天王墓地、釜ノ上墓地 15,000円/m<sup>2</sup></p> <p>使用料は、使用許可の際1回限り納付。</p>

名 称	内 容	備 考	
就業改善センター使用料	<p>[湯来町就業改善センター設置及び管理条例第7条]</p> <p>・大集会室 ・その他の研修室 ・調理教室 ・和室</p> <p>・大集会室 ・その他の研修室 ・調理教室 ・和室</p> <p>・暖房料</p> <p>・ガス使用料</p>	<p>使用料は下記の金額に1.05を乗じて得た金額となる。</p> <p>(基本料金 4時間まで) (昼間:9:00～17:00、 夜間:17:00～21:30) (2,000円、2,500円) (500円、630円) (1,000円、1,300円) (600円、750円)</p> <p>(追加料金 1時間までごとに) (昼間:9:00～17:00、 夜間:17:00～21:30) (500円、600円) (130円、160円) (250円、300円) (150円、200円)</p> <p>上記基本料金及び追加料金の50%</p> <p>300円/回</p>	
農村環境改善センター使用料	<p>[湯来町農村環境改善センター設置及び管理条例第7条]</p> <p>・多目的ホール ・農事研修室 ・和室(14畳) ・和室(6畳)、生活改善室 ・調理室 ・農事実習室、各コーナー等</p> <p>・多目的ホール ・農事研修室 ・和室、生活改善室 ・調理室 ・農事実習室、各コーナー等 ・冷暖房料</p>	<p>使用料は下記の金額に1.05を乗じて得た金額となる。</p> <p>(基本使用料 4時間まで) (昼間:8:30～17:00、 夜間:17:00～22:00) (2,000円、2,500円) (500円、630円) (600円、750円) (400円、500円) (1,000円、1,300円) (400円、500円)</p> <p>(追加使用料 1時間までごとに) (昼間:8:30～17:00、 夜間:17:00～22:00) (500円、600円) (130円、160円) (150円、200円) (250円、300円) (150円、200円)</p> <p>上記基本料金及び追加料金の50%</p>	
国民宿舎湯来ロッジ利用料金	<p>[湯来町観光事業の設置等に関する条例第9条]</p> <p>宿泊利用料(1人1泊2食付) ・大人(中学生以上) ・小学生 ・幼児 ・入湯料(中学生以上)</p> <p>休憩各室利用料 ・個室5(定員3人～9人)</p> <p>・広間7(定員30人～150人)</p> <p>・会議室 第1会議室(定員60人) 研修室(定員100人) 大ホール(定員400人)</p> <p>入湯料(入浴のみ利用者) ・大人(中学生以上) ・小人(4歳以上)</p> <p>その他 ・浴衣・半天1枚 ・寝具一式 ・麻雀一式 ・カラオケ</p>	<p>利用料金は下記の金額に1.05を乗じて得た金額となる。</p> <p>6,400円、6,700円(トイレ付) 5,900円、6,200円(トイレ付) 1,800円(食事は実費) 50円/人</p> <p>(3時間まで) 2,700円～8,100円 (6時間まで) 3,000円～9,000円 (定員1人増すごとに) 400円</p> <p>1,000円/人</p> <p>(3時間まで、6時間まで) (15,000円、20,000円) (35,000円、45,000円) (85,000円、105,000円)</p> <p>(1人1回、1人2回以上) (381円、619円) (190円、333円)</p> <p>100円 200円 1,000円 10,000円</p>	

名 称	内 容	備 考		
湯の山温泉館 利用料金	<p>[湯来町観光事業の設置等に関する 条例第9条]</p> <p>入湯料(入浴のみ利用者) ・大人(小学生以上) ・幼児(3歳以上)</p> <p>休憩料</p>	<p>利用料金は下記の金額に 1.05を乗じて得た金額となる。</p> <p>(1人1回、1人2回以上) (286円、619円) (95円、333円)</p> <p>1,000円</p>		
湯来町多目的 温泉保養館 (クアハウス湯 の山)使用料	<p>[湯来町多目的温泉保養館の設置及 び管理条例第7条]</p> <p>一般個人1回利用券 ・個人1回利用券 ・個人回数券(11枚) ・個人年間利用券 ・家族年間利用券</p> <p>法人年間利用券 ・法人利用券(120枚) ・法人会員券(5枚)</p> <p>団体(20人以上)</p> <p>貸出 ・水着 ・バスローブ</p>	<p>(大人(中学生)、小人(小学 生)、幼児(3歳以上))</p> <p>(1,500円、800円、400円) (15,000円、8,000円、4,000円) (35,000円、18,000円、10,000 円) 35,000円+加算額(25,000円(大 人1人を除く。)、10,000円、 5,000円 )</p> <p>150,000円 200,000円</p> <p>(1,300円、700円、300円)</p> <p>400円/人・回 300円/人・回</p>		
農業集落排水 施設使用料	下水道事業の取扱いにおいて協議			
小・中学校運 動場使用料	<p>[湯来町使用料条例第2条]</p> <p>・小・中学校運動場</p> <p>・小・中学校屋内運動場</p>	<p>(1時間までごとに) 100円(夜間照明施設を使用す る場合は500円)</p> <p>100円(夜間照明施設を使用す る場合は200円)</p>	<p>[広島市立学校体育施設開放事業実 施要綱]</p> <p>広島市立小学校・中学校・高等学 校の体育施設(屋外運動場、屋内運 動場、武道場)の使用料</p>	<p>無料。ただし、照明設備の電気 料金は使用者が負担(プリペイド カード方式)</p>
河野図書館使 用料	<p>[湯来町河野図書館設置及び管理条 例第10条]</p> <p>原則</p> <p>図書館資料の利用及び読書推進 以外の目的で使用する場合</p> <p>・展示室 ・視聴覚室、学習室</p> <p>・展示室 ・視聴覚室、学習室</p> <p>・冷暖房料</p>	<p>無料</p> <p>(基本使用料 4時間まで) 3,360円 1,680円 (追加使用料 1時間までごとに) 525円 262円</p> <p>上記基本使用料及び追加使用 料の50%</p>	<p>[広島市立中央図書館条例]</p>	<p>使用料に関する定めなし。</p>

名 称	内 容	備 考
公民館使用料	<p>〔湯来町公民館条例第12条〕</p> <p>使用料は下記の金額に1.05を乗じて得た金額となる。</p> <p>(基本料金 4時間まで) (昼間:9:00～17:00、 夜間:17:00～)</p> <p>・大会議室 (2,000円、2,500円) ・和室研修室 (600円、750円) ・研修室 (500円、630円) ・小会議室、児童室、図書室、展示室、ホール (400円、500円) ・調理室 (1,000円、1,300円)</p> <p>(追加料金 1時間までごとに) (昼間:9:00～17:00、 夜間:17:00～)</p> <p>・大会議室 (500円、600円) ・和室研修室 (150円、200円) ・研修室 (130円、160円) ・小会議室、児童室、図書室、展示室、ホール (100円、130円) ・調理室 (250円、300円)</p> <p>・冷暖房料 上記基本料金及び追加料金の50%</p> <p>・調理室のガス使用料 300円/回</p>	<p>〔広島市公民館条例第6条〕</p> <p>・ホール (3時間まで) ・大集会室 5,960円～11,930円 ・研修室、会議室、実習室、和室 3,570円 1,190円/室</p> <p>(超過使用料 1時間までごとに) ・ホール 1,980円～3,970円 ・大集会室 1,190円 ・研修室、会議室、実習室、和室 390円/室</p>
総合体育館使用料	<p>〔湯来町総合体育館設置及び管理条例第10条〕</p> <p>使用料は下記の金額に1.05を乗じて得た金額となる。</p> <p>(1時間までごとに)</p> <p>アリーナ ・施設 1,200円(全面)、600円(半面)、200円(個人1回) ・照明 600円(全灯)、300円(半灯)</p> <p>サブアリーナ(武道場) ・施設 600円(全面)、300円(半面)、200円(個人1回) ・照明 200円(全灯)、100円(半灯) ・冷暖房 1,000円</p> <p>会議室 ・施設 400円(全室)、200円(半室) ・冷暖房 500円(全室)、250円(半室)</p> <p>トレーニング室 ・個人使用(1回) 200円 ・個人利用回数券(11回分) 2,000円</p> <p>音響設備 1,000円</p> <p>22:00以降使用する場合は、1時間につき上記金額の5割を、使用者が入場料を徴収する場合は、上記金額の10割を、それぞれ加算。</p>	<p>〔広島市スポーツセンター条例第8条〕</p> <p>個人使用の場合 ・大・中・小体育室、柔道場、剣道場、柔剣道場、弓道場 (1人・1回につき) ・トレーニング室 (小人、大人) (150円、230円) ・プール (310円、480円) (220円、430円)</p> <p>専用使用の場合 (1時間までごとに) ・大体育室 (小人、大人) (3,390円、5,240円) ・中体育室、弓道場 (2,260円、3,500円) ・小体育室、柔道場、剣道場、柔剣道場 (1,130円、1,740円) ・プール (4,840円、8,750円) (260円、440円)</p> <p>・庭球場</p> <p>・会議室 (1時間までごとに) 390円 ・ロッカー 100円/個・回</p> <p>使用者が入場料等を徴収する場合は、上記金額に入場料等の10倍(小人の専用使用は5倍)を加算。</p>
湯来町運動広場使用料	<p>〔湯来町運動広場設置及び管理条例第10条〕</p> <p>使用料は下記の金額に1.05を乗じて得た金額となる。</p> <p>(1時間までごとに)</p> <p>施設 ・グラウンド 500円～600円/面 ・テニスコート 400円/面 ・スポーツセンター(談話室、和室、調理室) 100円/室</p> <p>照明 ・全灯(野球等) (1時間までごとに) 1,000円/面 ・半灯(ソフト等) 500円/面 ・テニスコート 200円～400円/面</p> <p>使用者が入場料を徴収する場合は、上記金額の10割を加算。</p>	<p>〔広島市運動場条例第6条〕</p> <p>運動広場 ・全体を専用する場合 (1時間までごとに) (小人、大人) (230円～670円、440円～1,130円) ・一部を専用する場合 (50円/面、80円/面)</p> <p>・夜間照明設備を利用する場合 70円/基</p>

名 称	内 容		備 考	
町営住宅等使用料	[湯来町営住宅設置及び管理条例第16条、第40条、第52条] ・家賃 市町村立地係数 = 0.7 利便性係数 = すべて0.8 その他の係数の定め方は広島市、湯来町ともに同じ。 ・社会福祉法人等 ・附設駐車場	(家賃算定基礎額) × (市町村立地係数) × (規模係数) × (経過年数係数) × (利便性係数) 近傍同種の住宅家賃以下 (2台目以上) 1,500円/台・月	[広島市市営住宅等条例第14条、第43条、第58条] ・家賃 市町村立地係数 = 1.1 利便性係数 = 0.7 ~ 1.0 ・社会福祉法人等 ・附設駐車場	(家賃算定基礎額) × (市町村立地係数) × (規模係数) × (経過年数係数) × (利便性係数) 近傍同種の住宅家賃 佐伯区(市街化区域以外)は、2,100円(平面・普通区画)
道路占用料	[湯来町道路占用料徴収条例第2条] ・第1種電柱	770円/本・年 (市の3級地に相当)	[広島市道路占用料徴収条例第3条] ・第1種電柱 1級地(中区、東区(除外地域あり)、南区、西区) 2級地(安佐南区(除外地域あり)、安芸区(除外地域あり)、佐伯区) 3級地(1級地及び2級地以外の区域)	2,200円/本・年 1,000円/本・年 770円/本・年
簡易水道料金	水道事業の取扱いにおいて協議			
下水道使用料	下水道事業の取扱いにおいて協議			
下水道占用料	[湯来町公共下水道条例第26条]	町長が個別に定める。	[広島市下水道条例第32条]	市道の道路占用料の例による。

2 広島市(79件)

[名称に 印を付しているものは湯来町にも同様の使用料があるもの]

備考欄は、施設が複数ある場合の施設数等

名 称	根 拠 条 例 等	備 考
行政財産の使用料	[広島市財産条例第2条]	
老人福祉センター使用料	[広島市老人福祉センター条例第7条]	3か所
老人いこいの家使用料	[広島市老人いこいの家条例第6条] [広島市船越老人いこいの家鼓が浦荘条例第6条]	17か所
隣保館使用料	[広島市隣保館条例第5条]	2館
地域福祉センター使用料	[広島市地域福祉センター条例第7条]	6か所 (H16.7.20~)
福祉センター使用料	[広島市福祉センター条例第7条]	10館
女性福祉センター使用料	[広島市女性福祉センター条例第7条]	
勤労青少年ホーム使用料	[広島市勤労青少年ホーム条例第7条]	3館
寡婦寮(光風苑)使用料	[広島市寡婦寮条例第7条]	
くりが丘保育園保育料	[広島市保育園条例第8条]	
療育相談所・療育相談室使用料	[広島市こども療育センター条例第31条]	センター 分館(北部、西部)
心身障害者福祉センター使用料	[広島市中心身障害者福祉センター条例第9条]	
障害者デイサービスセンター利用料金	[広島市障害者デイサービスセンター条例第8条]	3か所
皆賀園利用料金	[広島市皆賀園条例第8条]	
保健センター使用料	[広島市保健センター使用料及び手数料条例]	8か所(各区1か所)
舟入病院使用料	[広島市舟入病院事業使用料及び手数料条例]	
安芸市民病院使用料	[広島市安芸市民病院事業使用料及び手数料条例]	
市民病院使用料	[広島市病院事業使用料及び手数料条例]	
健康管理・増進センター使用料 健康科学館観覧料	[広島市健康づくりセンター条例第6条]	
看護専門学校授業料(全日制・定時制)	[広島市立看護専門学校条例第4条]	
精神保健福祉センター使用料	[広島市精神保健福祉センター条例第7条]	
火葬場使用料	[広島市火葬場条例第5条]	3か所
墓地及び納骨堂使用料	[広島市墓地及び納骨堂条例第11条]	27か所
工業技術センター使用料	[広島市工業技術センター条例第7条]	
ユース・ホステル使用料	[広島ユース・ホステル条例第11条]	
消費生活センター使用料	[広島市消費生活センター条例第7条]	
中小企業会館使用料	[広島市中小企業会館条例第8条]	本館 分館1館
農業振興センター(安佐分場)使用料	[広島市農業振興センター条例第5条]	本館 分場(安佐)
市民農園使用料	[広島市市民農園条例第10条]	2か所
漁船巻揚施設使用料	[広島市漁船巻揚施設条例第5条]	

名 称	根 拠 条 例 等	備 考
中央市場使用料 東部市場使用料 食肉市場使用料	[広島市中央卸売市場業務条例第71条]	3か所
と畜場使用料	[広島市と畜場条例第4条]	
競輪場入場料	[広島市競輪条例第3条]	
農業集落排水処理施設使用料	[広島市農業集落排水処理施設条例第13条]	下水道事業の取扱いにおいて協議
高等学校・幼稚園の授業料、入学料、高等学校(定時制)の聴講料	[広島市立学校条例第3条、第3条の2、第4条の2]	幼稚園 27園 高等学校 9校
市立大学入学料、授業料、学生寮使用料	[広島市立大学条例第11条、第12条、第15条]	
広島城観覧料 望遠鏡使用料	[広島城条例第4条～第6条]	
こども村使用料	[広島市こども村条例第5条]	
レクリエーションセンター使用料	[広島市深入山自然レクリエーションセンター条例第5条]	
国際会議場使用料	[広島国際会議場条例第6条]	
留学生会館使用料	[広島市留学生会館条例第9条]	
平和記念資料館観覧料・使用料	[広島平和記念資料館条例第5条、第9条]	
まちづくり市民交流プラザ使用料	[広島市まちづくり市民交流プラザ条例第7条]	
区民文化センター使用料	[広島市区民文化センター条例第6条]	8館(各区1館)
現代美術館観覧料等	[広島市現代美術館条例第7条、第8条]	
文化創造センター使用料	[広島市文化創造センター条例第7条]	
公民館使用料	[広島市公民館条例第6条]	68館
青少年センター使用料	[広島市青少年センター条例第7条]	
国際青年会館使用料	[広島市国際青年会館条例第7条]	
少年自然の家使用料	[広島市少年自然の家条例第7条]	
プラネタリウム観覧料	[広島市こども文化科学館条例第4条]	
江波山気象館入館料	[広島市江波山気象館条例第5条]	
交通科学館観覧料、自転車等使用料	[広島市交通科学館条例第5条、第6条]	
女性教育センター使用料	[広島市女性教育センター条例第8条]	
郷土資料館入館料	[広島市郷土資料館条例第5条]	
映像文化ライブラリー設備使用料、映画鑑賞料	[広島市映像文化ライブラリー条例第5条]	
グリーンスポーツセンター使用料	[広島市グリーンスポーツセンター条例第7条]	
有料公園施設(中央公園ファミリープール、竜王公園野球場等、草津公園野球場、寺迫公園野球場等、可部運動公園野球場等、瀬野川公園野球場等、佐伯運動公園テニスコート等、広島広域公園陸上競技場等)使用料	[広島市公園条例第10条]	8か所
総合屋内プール使用料	[広島市総合屋内プール条例第7条]	

名 称	根 拠 条 例 等	備 考
スポーツセンター使用料	[広島市スポーツセンター条例第8条]	8館(各区1館) 分館(プール3館、 体育館1館)
運動広場使用料	[広島市運動場条例第6条]	22か所
市民球場使用料	[広島市民球場条例第9条]	
体育館使用料	[広島市体育館条例第7条]	3館
自転車等駐車場料金	[広島市自転車等駐車場条例第6条]	23か所
駐車場料金	[広島市市営駐車場条例第3条、第14条]	39か所
西部埋立第五公園駐車場使用料	[広島市公園条例第10条]	
道路附属物駐車場料金	[広島市道路附属物駐車場駐車料金徴収条例第4条]	
市営住宅等使用料(市営住宅、附設駐車場、市営店舗)	[広島市市営住宅等条例第17条、第46条、第54条、第61条]	住宅 144住宅 駐車場 63か所 店舗 22店舗
森林公園使用料(昆虫館入館料、モノレール使用料、駐車料金等)	[広島市森林公園条例第6条、第9条～第11条]	
植物公園等使用料	[広島市公園条例第10条]	
安佐動物公園使用料(入園料、売店等使用料、駐車料金)	[広島市安佐動物公園条例第3条、第8条、第9条]	
西新天地公共広場使用料	[広島市西新天地公共広場条例第7条]	
広島駅南口地下広場使用料	[広島駅南口地下広場条例第8条]	
市営さん橋等港湾施設使用料	[広島市港湾施設条例第4条]	
下水道使用料	[広島市下水道条例第24条]	下水道事業の取扱いにおいて協議
下水道占用料	[広島市下水道条例第32条]	
水道料金	[広島市水道給水条例第26条～第29条]	水道事業の取扱いにおいて協議
道路占用料	[広島市道路占用料徴収条例第3条]	
有料道路通行料金	[広島市有料道路通行料金条例第3条]	

この資料の使用料には、地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金等を含む。

資料2 手数料一覧表

1 湯来町(16件)

備考欄は、広島市にある同様の手数料

名 称	内 容	備 考
行政文書の開示 請求に係る写しの 交付手数料	〔湯来町情報公開条例第19条〕 ・文書・図面及び写真 多色A3まで 20円/枚 単色A3まで 100円/枚 単色A2からA0まで  ・フィルム、電磁的記録 印刷物として出力したもの(A3まで)  20円/枚  両面印刷 は、片面を 1枚として算 定	〔広島市情報公開条例第15条〕  ・文書又は図画 カラー(片面、両面)  その他(片面、両面)  ・電磁的記録 録音テープ 220円/巻 ビデオテープ 280円/巻 フロッピーディスク 60円/枚 用紙に出力(A3大まで) カラー(片面、両面)  その他(片面、両面)  (100円/枚、200 円/枚) (10円/枚、20円 /枚)
個人情報の開示 請求に係る写しの 交付手数料	〔湯来町個人情報保護条例第30条〕 ・文書・図面及び写真 多色A3まで 20円/枚 単色A3まで 100円/枚 単色A2からA0まで  ・フィルム、電磁的記録 印刷物として出力したもの(A3まで)  20円/枚  両面印刷 は、片面を 1枚として算 定	〔広島市個人情報保護条例第21条〕  ・文書又は図画 カラー(片面、両面)  その他(片面、両面)  ・電磁的記録 録音テープ 220円/巻 ビデオテープ 280円/巻 フロッピーディスク 60円/枚 用紙に出力(A3大まで) カラー(片面、両面)  その他(片面、両面)  (100円/枚、200 円/枚) (10円/枚、20円 /枚)
公簿、公文書又は 図面の閲覧手数料、写しの交付手 数料	〔湯来町手数料条例〕 ・公簿、公文書又は図面の閲覧 200円/件 ・公簿、公文書若しくは図面の謄本又は 200円/枚 抄本の交付	〔広島市証明等手数料条例〕 ・公簿、公文書又は図面の閲覧 300円/件 ・公簿、公文書若しくは図面の謄本又は 350円/件 抄本の交付 (公文書館所蔵の公文書等を除く。)
税関係手数料	〔湯来町手数料条例〕  ・税関係各種証明 200円/件  ・土地建物証明 (4件まで) 200円 (5件目からは50 円/件) 1,300円/件  ・住宅用家屋証明申請	〔広島市証明等手数料条例〕 〔広島市都市計画関係手数料条例〕  ・税関係各種証明 350円/件 (2枚目からは 100円/枚) ・固定資産(土地・家屋)証明 350円/件 (2枚目からは 100円/枚) ・住宅用家屋証明申請 1,300円/件

名 称	内 容		備 考	
戸籍、住民票等関係手数料	〔湯来町手数料条例〕 ・除籍、原戸籍謄本・抄本 ・住民基本台帳カードの交付又は再交付 ・戸籍謄本・抄本、除籍、原戸籍記載事項証明 ・戸籍記載事項証明、戸籍届出書の記載事項の証明、戸籍届書受理証明、戸籍届書、その他の書類の閲覧 ・戸籍届書受理証明(上質紙) ・戸籍届書不受理証明 ・住民票又は戸籍の附票の写し、住民票又は戸籍の附票の記載事項に関する証明書、本籍、住所又は居所に関する証明書、身分証明書、火葬許可証を発行したことの証明書、外国人登録に関する証明、印鑑証明書交付、住民基本台帳の閲覧	750円/件 500円/枚 450円/件 350円/件  1,400円/件 無料 200円/件	〔広島市証明等手数料条例〕 ・除籍、原戸籍謄本・抄本 ・住民基本台帳カードの交付又は再交付 ・戸籍謄本・抄本、除籍、原戸籍記載事項証明 ・戸籍記載事項証明及び戸籍に記載のない証明、戸籍届出書の記載事項の証明、戸籍届書受理証明、戸籍届書、その他の書類の閲覧 ・戸籍届書受理証明(上質紙) ・戸籍届書不受理証明 ・住民票又は戸籍の附票の写し、住民票又は戸籍の附票の記載事項に関する証明、本籍、住所又は居所に関する証明、身分証明書、火葬許可証を発行したことの証明、外国人登録に関する証明、印鑑証明、住民基本台帳の閲覧	750円/件 500円/枚 450円/件 350円/件  1,400円/件 無料 300円/件
認可地縁団体関係手数料	〔湯来町手数料条例〕 ・認可地縁団体告示事項証明 ・認可地縁団体印鑑登録証明書交付	200円/件 200円/件	〔広島市証明等手数料条例〕 ・認可地縁団体証明書 ・認可地縁団体印鑑登録証明書	650円/件 300円/件
衛生関係手数料	〔湯来町手数料条例〕 ・犬の登録 ・狂犬病予防注射済票交付 ・犬の鑑札の再交付 ・狂犬病予防注射済票再交付  〔広島県手数料条例〕ほか ・特定動物飼育許可手数料 ・特定動物飼育の変更許可手数料 ・飲食店営業許可申請 ・温泉利用許可申請 ・旅館業許可申請 ・興行場営業許可申請 ・浴場業許可申請 ・衛生検査所登録申請 ・医薬品販売業許可申請	3,000円/頭 550円/件 1,600円/件 340円/件  19,000円/件 12,000円/件 16,000円/件 35,000円/件 22,000円/件 22,000円/件 22,000円/件 22,000円/件 80,000円/件 29,000円/件	〔広島市衛生関係手数料条例〕 ・犬の登録 ・狂犬病予防注射済票交付 ・犬の鑑札の再交付 ・狂犬病予防注射済票再交付  ・特定動物飼育許可手数料 ・特定動物飼育の変更許可手数料 ・飲食店営業許可申請 ・温泉利用許可申請 ・旅館業許可申請 ・興行場営業許可申請 ・浴場業許可申請 ・衛生検査所登録申請 ・医薬品販売業許可申請	3,000円/頭 620円/件 1,600円/件 430円/件  19,000円/件 12,000円/件 16,000円/件 35,000円/件 22,000円/件 22,000円/件 22,000円/件 22,000円/件 80,000円/件 29,000円/件
化製場設置許可等申請手数料	〔湯来町手数料条例〕 ・死亡獣畜取扱場設置許可申請 ・化製場設置許可申請 ・動物の飼養又は収容の許可申請	16,000円 25,000円 7,800円	〔広島市化製場等に関する条例第3条〕 ・死亡獣畜取扱場設置許可申請 ・化製場設置許可申請 ・動物の飼養又は収容の許可申請	16,000円 25,000円 7,800円
一般廃棄物処理等手数料	ごみ及びし尿処理事業の取扱いにおいて協議			
農林水産関係手数料	〔湯来町手数料条例〕 ・鳥獣飼養登録票の交付、更新、再交付  〔広島県家畜人工授精料等徴収条例〕 ・家畜人工授精料	3,400円/件  8,580円/回 ~9,350円/回	〔広島市農林水産関係手数料条例〕 ・鳥獣飼養登録票の交付、更新、再交付  ・家畜人工授精料	3,400円/件  2,100円(第1回) 1,050円(第2回~)
農業委員会各種手数料	〔湯来町手数料条例〕 ・農地の現況に関する証明	200円/件	〔広島市証明等手数料条例〕 ・非農地証明、耕作証明  ・農地法第3条の許可証明(農委区域内) ・農地法第4条・第5条の受理証明(市街化区域に係る農地転用(S55.10.1以降))	600円/枚 2枚目から100円増 350円 350円

名 称	内 容		備 考	
屋外広告物許可申請等手数料	【湯来町手数料条例】 ・屋外広告物許可申請  【広島県屋外広告物条例第21条の6】 ・屋外広告物講習	350円/個～ 26,560円/個  5,230円	【広島市屋外広告物条例第22条】 ・屋外広告物許可申請  ・屋外広告物講習	350円/個～ 26,560円/個  5,230円
都市計画関係手数料	【湯来町手数料条例】 ・優良住宅新築認定申請 ・良質住宅新築認定申請  【広島県手数料条例】 ・建築確認申請 ・建築検査申請  【湯来町手数料条例】 ・優良宅地造成認定申請  【広島県手数料条例】 ・開発行為許可申請 ・宅地造成工事許可申請	6,200円～ 43,000円 6,200円～ 43,000円  5,000円～ 460,000円 9,000円～ 370,000円  86,000円  8,900円～ 900,000円 12,000円～ 430,000円	【広島市都市計画関係手数料条例】 ・優良住宅新築認定申請  ・建築確認申請 ・建築検査申請  ・優良宅地造成認定申請  ・開発行為許可申請 ・宅地造成工事許可申請	6,200円～ 45,000円  5,000円～ 460,000円 9,000円～ 370,000円  89,000円  8,900円～ 900,000円 12,000円～ 430,000円
消防関係手数料	【山県西部消防組合手数料条例】 ・火災り災証明、その他の諸証明	150円/件	【広島市証明等手数料条例】 ・り災証明	350円/件
排水設備指定工事店登録等手数料	下水道事業の取扱いにおいて協議			
設計審査手数料、工事検査手数料	水道事業の取扱いにおいて協議			

## 2 広島市(39件)

[名称に 印を付しているものは湯来町にも同様の手数料があるもの]

名 称	根 拠 条 例 等	備 考
公文書の開示請求に係る写しの交付手数料	[広島市情報公開条例第15条]	
個人情報の開示請求に係る写しの交付手数料	[広島市個人情報保護条例第21条]	
公文書等の複写に係る手数料	[広島市公文書館条例第7条]	
税関係手数料	[広島市証明等手数料条例] [広島市都市計画関係手数料条例] [広島市市税条例第91条の3]	
戸籍、住民票等関係手数料	[広島市証明等手数料条例]	
被爆者援護法第33条第1項に規定する遺族の戸籍証明手数料	[戸籍の無料証明に関する条例]	
衛生関係手数料	[広島市衛生関係手数料条例]	
精神保健福祉センター手数料	[広島市精神保健福祉センター条例第7条]	
療育相談所・療育相談室の手数料	[広島市こども療育センター条例第31条]	
保健センター手数料	[広島市保健センター使用料及び手数料条例]	
衛生研究所試験検査手数料	[広島市衛生研究所条例第5条]	
看護専門学校学力検査料(全日制・定時制)	[広島市立看護専門学校条例第3条]	
安芸市民病院手数料	[広島市安芸市民病院事業使用料及び手数料条例]	
舟入病院手数料	[広島市舟入病院事業使用料及び手数料条例]	
市民病院手数料	[広島市病院事業使用料及び手数料条例]	
化製場設置許可等申請手数料	[広島市化製場等に関する条例第3条]	
フロン類回収業者等登録手数料	[広島市フロン類回収業者等登録手数料条例]	
一般廃棄物処理等手数料	[広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第9条、第12条、第13条、第15条] [広島市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例第16条]	ごみ及びし尿処理事業の取扱いにおいて協議
工業技術センター手数料	[広島市工業技術センター条例第8条]	
計量関係手数料	[広島市計量手数料条例]	
農林水産関係手数料	[広島市農林水産関係手数料条例]	
農業委員会各種手数料	[広島市証明等手数料条例]	
地区計画内建築制限条例に基づく特例許可申請手数料	[広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第13条]	
屋外広告物許可申請等手数料	[広島市屋外広告物条例第22条]	
都市計画関係手数料	[広島市都市計画関係手数料条例]	
特殊車両通行許可申請手数料	[広島市特殊車両通行許可申請手数料条例]	
放置自転車の撤去、保管手数料	[広島市自転車等の放置の防止に関する条例第13条]	
道路管理関係手数料	[広島市証明等手数料条例]	
排水設備指定工事店登録等手数料	[広島市下水道条例第29条の2]	下水道事業の取扱いにおいて協議
中学校・高等学校入学者選抜料	[広島市立学校条例第4条]	
気象資料の複写交付手数料	[広島市江波山気象館条例第6条]	
郷土資料館手数料	[広島市郷土資料館条例第6条]	

名 称	根 拠 条 例 等	備 考
乗り物資料の複写交付手数料	[広島市交通科学館条例第7条]	
中央図書館資料複写手数料	[広島市立中央図書館条例第5条]	
こども図書館資料複写手数料	[広島市こども図書館条例第5条]	
市立大学入学検定料	[広島市立大学条例第10条]	
消防関係手数料	[広島市消防関係手数料条例] [広島市証明等手数料条例]	
設計審査手数料、工事検査手数料	[広島市水道給水条例第41条]	水道事業の取扱いにおいて協議
指定給水装置工事事業者指定手数料	[広島市水道給水条例第41条]	水道事業の取扱いにおいて協議

資料3 負担金等一覧表

1 湯来町(10件)

備考欄は、広島市にある同様の負担金等

名 称	内 容	備 考	
土地改良事業賦課金	<p>〔土地改良法第96条の4、第36条〕 〔町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例第2条〕</p> <p>各年度ごとに事業費から国県補助金の額を除いたものを超えない範囲内において町長が定める。</p>	<p>〔土地改良法第96条の4、第36条〕 〔広島市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例第2条〕</p> <p>その年度における事業費から国県補助金を除いた額を超えない範囲内において市長が定める。</p>	
建設事業分担金	<p>〔湯来町建設事業分担金徴収条例第2条〕</p> <p>・農村道路整備事業 (農道新設、改良、舗装)</p> <p>・農村用排水施設整備事業 (水路整備、ため池改修)</p> <p>・農用地整備事業(草地開発)</p> <p>・農林業生産流通施設整備事業</p> <p>・農村生活環境施設整備事業</p> <p>・林業生産基盤の整備事業 (林道新設、改良、舗装) (間伐造林等作業道整備)</p> <p>・地域林業総合整備事業</p> <p>・林地の保全と森林の保護事業 (小規模崩壊地復旧事業) (林地崩壊防止事業)</p> <p>・自然環境保全対策と緑化推進事業</p> <p>・災害復旧事業 (農地、農業施設)</p> <p>(林業施設)</p>	<p>かっこ内は具体的基準</p> <p>事業費の2/10以内 (事業費の1/10又は受益総戸数×10万円のいずれか低い額)</p> <p>事業費の2/10以内(事業費の1/10)</p> <p>事業費の3/10以内(事業費 - 国県補助)</p> <p>事業費の5/10以内</p> <p>事業費の5/10以内</p> <p>事業費の5/10以内 (事業費の1/10) (事業費の1/10)</p> <p>事業費の5/10以内</p> <p>事業費の5/10以内 (事業費の2.5/10) (事業費の1.25/10)</p> <p>事業費の5/10以内</p> <p>事業費の1/10以内 (事業費の1/10又は事業費 - 国県補助のいずれか低い額)</p> <p>(事業費の1/10以内)</p>	
非補助土地改良等町代行事業分担金	<p>〔非補助土地改良等町代行事業に関する条例第2条〕</p> <p>・非補助土地改良等町代行事業 (湯来町建設事業分担金徴収条例に定める分担基準によることができないもの)</p>	<p>事業費の総額の範囲内において町長が定める。</p>	
老人ホーム入所費用	<p>〔老人福祉法第28条〕 〔老人福祉法による費用の徴収に関する規則第3条〕</p> <p>・被措置者 ・扶養義務者</p>	<p>0円～81,100円/月 0円～191,200円/月</p>	<p>〔老人福祉法第28条〕 〔広島市老人ホーム入所措置等に関する規則第7条〕</p> <p>・被措置者 ・扶養義務者</p> <p>0円～81,100円/月 0円～191,200円/月</p>

名 称	内 容		備 考	
保育料	保健・福祉事業の取扱いにおいて協議			
補装具の交付措置費用	[児童福祉法第56条] [児童福祉法施行細則第3条]  ・補装具(交付・修理) 身体障害児・扶養義務者	0円～全額/月	広島市では、利用者が直接事業者に費用を支払うため、市は負担金を徴収しない。	
身体障害者更生援護施設入所措置費用	[身体障害者福祉法第38条] [身体障害者福祉法施行細則第12条～第14条]  ・更生医療(入院) ・更生医療(入院外)、補装具(交付・修理)  ・居宅支援 身体障害者・扶養義務者  ・指定施設支援への入所 身体障害者 扶養義務者  ・指定施設支援への通所 身体障害者 扶養義務者	0円～143,800円/月 0円～71,900円/月  (上限月額) 0円～47,800円/月  0円～81,100円/月 0円～95,600円/月  0円～40,500円/月 0円～47,800円/月	[身体障害者福祉法第38条] [身体障害者福祉法に基づく措置等に関する規則第3条]  ・居宅支援 被措置者・扶養義務者  ・更生施設等への入所 被措置者 扶養義務者  ・更生施設等への通所 被措置者 扶養義務者	(上限月額) 0円～47,800円/月  0円～81,100円/月 0円～95,600円/月  0円～40,500円/月 0円～47,800円/月
知的障害者援護施設入所措置費用	[知的障害者福祉法第27条] [知的障害者福祉法施行細則第4条]  ・居宅支援 身体障害者・扶養義務者  ・指定施設支援への入所 身体障害者 扶養義務者  ・指定施設支援への通所 身体障害者 扶養義務者	(上限月額) 0円～47,800円/月  0円～81,100円/月 0円～95,600円/月  0円～40,500円/月 0円～47,800円/月	[知的障害者福祉法第27条] [知的障害者福祉法に基づく措置等に関する規則第4条]  ・居宅支援 被措置者・扶養義務者  ・更生施設等への入所 被措置者 扶養義務者  ・更生施設等への通所 被措置者 扶養義務者	(上限月額) 0円～47,800円/月  0円～81,100円/月 0円～95,600円/月  0円～40,500円/月 0円～47,800円/月
下水道事業受益者分担金	下水道事業の取扱いにおいて協議			
水道施設加入金	水道事業の取扱いにおいて協議			

## 2 広島市(11件)

[名称に 印を付しているものは湯来町にも同様の負担金等があるもの]

名 称	根 拠 法 令 等	備 考
農業集落排水事業分担金	[広島市農業集落排水事業分担金条例第4条]	下水道事業の取扱いにおいて協議
土地改良事業賦課金	[土地改良法第96条の4、第36条] [広島市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例第2条]	
土木事業及び耕地関係事業費負担金	[広島市土木事業及び耕地関係事業費負担金賦課徴収条例第3条]	
土地改良事業及び農地等の災害復旧事業分担金	[広島市土地改良事業及び農地等の災害復旧事業分担金賦課徴収条例第3条]	
老人ホーム入所費用	[老人福祉法第28条] [広島市老人ホーム入所措置等に関する規則第7条]	
保育料	[児童福祉法第56条] [広島市保育の実施に関する条例第3条] [広島市保育の実施に関する条例施行規則第6条]	保健・福祉事業の取扱いにおいて協議
児童福祉施設入所措置費用	[児童福祉法第56条] [児童福祉法に基づく措置等に関する規則第5条]	
身体障害者更生援護施設入所措置費用	[身体障害者福祉法第38条] [身体障害者福祉法に基づく措置等に関する規則第3条]	
知的障害者援護施設入所措置費用	[知的障害者福祉法第27条] [知的障害者福祉法に基づく措置等に関する規則第4条]	
下水道事業受益者負担金	[都市計画法第75条] [広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)下水道事業受益者負担に関する条例第4条]	下水道事業の取扱いにおいて協議
水道施設整備納付金	[広島市水道給水条例第40条]	水道事業の取扱いにおいて協議

議題 4

広島市・湯来町合併研究協議会協議書

協議番号 第7号

協議事項 補助金等の取扱い

現 況 比 較

補助金等の件数 (平成 16 年 4 月 1 日現在)

区 分	広 島 市	湯 来 町	備 考
広島市及び湯来町の両方にある補助金等	4 4 件		資料 1 のとおり。
広島市にのみ又は湯来町にのみある補助金等	1 4 2 件	3 4 件	広島市：資料 2 のとおり。 湯来町：資料 3 のとおり。
計	1 8 6 件	7 8 件	

調整方針(案)

補助金等は、原則として広島市の制度に統一するものとする。

備

考

広島市及び佐伯区並びに湯来町の各社会福祉協議会が交付している補助金等については、各社会福祉協議会で構成する合併調整会議で協議を行う。

## 資料1 広島市及び湯来町の両方にある補助金等(44件)

名	称
集会施設整備費補助	
芸術文化団体事業補助	
各種スポーツ大会開催補助	
体育協会等補助	
体育団体等育成指導補助	
人権擁護委員協議会運営費補助	
民生委員児童委員協議会運営費補助	
生活福祉資金貸付償還金利子補給	
老人クラブ連合会補助	
高齢者公共交通機関利用助成	
社会福祉法人による介護サービス利用者負担減免措置助成	
住宅改修申請書作成事務補助	
心身障害者就労促進事業費補助	
心身障害者(児)福祉団体事業補助	
障害者公共交通機関利用助成	
精神障害者就労促進事業費補助	
精神障害者居宅介護等事業補助	
精神障害者短期入所事業補助	
遺族会運営費補助	
原爆死没者慰霊等事業補助	
病院群輪番制病院運営事業補助	
公衆衛生推進協議会事業補助	
献血推進協力会等補助	
浄化槽設置整備事業費助成	
商工会事業補助	
農業制度資金利子補給事業補助	
有害鳥獣駆除対策事業補助	
有害鳥獣駆除事業補助(駆除班補助)	
森林造成事業補助	
河川清掃事業補助	
がけ地近接等危険住宅移転事業補助	
街路灯設置補助	
バス運行対策費補助	
消防団共済制度補助	
政務調査費補助	
私立幼稚園助成	
私立幼稚園就園奨励費補助	
P T A協議会等事業補助	
指定文化財保存事業補助	
社会教育団体事業補助	
女性団体等事業補助	
各種更生保護団体事業補助	
青少年育成団体事業補助	
学校保健会事業補助	

資料2 広島市にのみある補助金等（142件）

名	称
法律扶助協会事業補助	
統計調査事業補助	
新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業費補助	
警察署管内防犯組合連合会補助	
屋外掲示板設置補助	
コミュニティ交流協議会補助	
地域活動振興補助	
コミュニティ助成	
暴力追放団体事業補助	
労働者福利厚生事業助成	
消費者協会事業補助	
広島交響楽協会事業補助	
学区体育振興事業補助	
競技力向上対策事業補助	
被爆建物等保存・継承事業補助	
女性団体連絡会議補助	
民間一時保護事業補助	
民間社会福祉施設整備費等補助	
民間社会福祉施設整備費等借入金元利補助	
民間社会福祉施設小規模整備等補助	
民間社会福祉施設職員給与改善費補助	
民間社会福祉施設産休、病休代替職員雇用費補助	
単位老人クラブ補助	
老人福祉施設連盟機関紙発行事業補助	
軽費老人ホーム事務費補助	
島しょ部介護サービス提供支援事業補助	
民間老人福祉施設理学療法士等雇用費補助	
老人福祉大会開催補助	
全国健康福祉祭参加事業補助	
高齢者作品展開催事業補助	
老人福祉施設機能回復訓練研修事業補助	
老人福祉施設入所者交流活動事業補助	
障害子どもまつり開催事業補助	
身体障害者等スポーツ大会開催事業補助	
身体障害者福祉活動推進事業補助	
障害者社会参加推進センター設置運営費補助	
（社）広島地域障害者雇用支援センター事業補助	
民間心身障害者（児）福祉施設通園バス運行費補助	
障害者小規模通所授産施設運営費補助	
身体障害者等スポーツ大会派遣事業補助	
心身障害者小規模作業所施設賠償責任保険加入費補助	
紙屋町地下街ふれ愛プラザ運営補助	

名	称
精神障害者社会復帰施設整備費補助	
精神障害者社会復帰施設運営費補助	
措置入院者入院協力事業補助	
精神障害者共同作業所施設賠償責任保険加入費補助	
精神障害者地域生活援助事業補助	
地域組織活動事業補助（母親クラブ活動補助）	
乳児保育促進事業補助	
一時保育事業費補助	
私立保育園延長保育事業費補助	
障害児保育事業補助	
私立保育園運営費補助	
保育園地域活動事業補助	
ひとり親家庭健全育成事業補助	
児童養護施設入所児童学習指導促進事業補助	
児童養護施設入所児童等スポーツ活動費用等助成	
地域活動連絡協議会助成	
私立保育園職員配置費補助	
私立幼稚園預かり保育事業費補助	
母子寡婦福祉連合会補助	
広島戦没者慰霊祭委員会事業補助	
広島市傷痍軍人連合会運営費補助	
広島赤十字・原爆病院医療機器整備補助	
保健医療等各種学会開催補助	
広島難病団体連絡協議会活動費補助	
広島市連合地区地域保健対策協議会事業補助	
広島県歯科衛生士会歯科衛生士活用推進事業補助	
私立学校等結核健康診断補助	
心身障害児（者）歯科診療事業補助	
広島市医師会等保健衛生活動事業補助	
食品衛生指導事業補助	
食品衛生コンサルタント事業補助	
公衆浴場施設整備補助	
公衆浴場組合事業補助	
公衆浴場施設整備資金利子補助	
民間介護老人保健施設施設・設備整備補助	
民間介護老人保健施設整備資金利子補助	
広島市商店街連合会事業補助	
広島商工会議所事業補助	
広島県中小企業団体中央会事業補助	
広島生鮮三品連絡協議会事業補助	
商店街等共同施設整備事業補助	
新技術研究支援補助	
産学官共同研究開発補助	

名	称
商売知恵出し事業補助	
新開発商品市場開拓事業補助（見本市等出品補助）	
広島TLO事業に対する補助	
広島県信用保証協会に対する保証料補助	
日本貿易振興機構広島貿易情報センター事業補助	
日本競輪選手会広島支部補助	
広島競輪従業員共済会助成	
広島県教育旅行誘致対策協議会補助	
観光行事開催補助	
瀬戸内島めぐり航路事業助成	
公共空間におけるオープンカフェ事業の助成	
（財）広島観光コンベンションビューロー・コンベンション開催助成・会場費助成	
農業振興協議会事業補助	
椎茸栽培者連絡協議会事業補助	
農業集落排水水洗便所設備事業補助	
農業集落排水設備改造資金利子補給金補助	
有害鳥獣駆除班員傷害保険加入事業補助	
ほ場整備推進特別事業元利償還補助	
市民菜園開園事業補助	
農業祭・農産物品評会事業補助	
高能率生産団地育成事業補助	
森林組合事業補助	
森林機能保全間伐対策事業補助	
台風18号対策天災資金融資利子補給	
台風18号対策被害漁業者救済資金融資利子補給	
ヘテロカブサ赤潮被害漁業者経営維持安定資金融資利子補給	
漁船損害等保険加入促進補助	
かき養殖共済事業補助	
かき浄化施設整備事業補助	
海浜清掃事業補助	
肉用牛等集荷対策事業補助	
水辺の市民活動促進助成	
まちづくり活動推進事業補助	
高齢者向け優良賃貸住宅供給モデル事業建設費及び家賃減額補助	
特定優良賃貸住宅供給促進事業建設費及び家賃減額補助	
民有地緑化事業補助	
漁民会館管理運営事業補助	
金輪島旅客定期航路事業補助	
交通安全運動推進隊連絡協議会補助	
街路灯維持補修費補助	
私道整備工事費補助	
地図混乱地区内私有道路市道編入測量事業補助	
私道内排水設備布設工事費補助	

名	称
生活扶助世帯水洗便所設備工事費補助	
日本下水道事業団業務運営費補助	
広島市議会議員互助会事業補助	
私立幼稚園就園奨励費交付事務補助	
私立中学校助成	
私立高等学校助成	
外国人学校助成	
青年会議所社会教育事業補助	
ボーイスカウト・ガールスカウト事業補助	
青年団体連絡協議会事業補助	
子ども会事業補助	
学校給食会運営費補助	
児童生徒大会派遣事業補助	
英語担当教員海外派遣事業補助	

資料3 湯来町にのみある補助金等（34件）

名 称	内 容	備 考
職員厚生事業補助	<p>湯来町職員組合互助会への補助</p> <p>1 補助対象 組合員相互の親睦と事務能率の向上を図るとともに、組合員の福利増進を図ることを目的とした職員組合互助会の事業 運動、娯楽、視察旅行 会員の慶弔に関する事業</p> <p>2 補助額 68万4千円</p> <p>3 会員数 106名</p>	<p>合併に伴って湯来町職員組合互助会は解散し、湯来町職員は、広島市職員の福利厚生を目的として組織する職員互助会（市規則で設置）の会員となる。</p> <p>なお、広島市職員互助会では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運動、娯楽については職場でのレクリエーションや体育行事への助成、文化・体育サークルへの助成、厚生施設借上等の事業</li> <li>・会員の慶弔に関する給付を実施している。</li> </ul>
人間ドック補助	<p>湯来町職員への補助</p> <p>1 補助対象 職員の健康診査に要する費用</p> <p>2 補助額 本人一部負担金の1/3</p> <p>3 補助限度額 9千円</p>	<p>広島市職員健康保険組合事業として職員の間ドック受診を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人一部負担金（3割相当額）</li> <li>1日ドック 10,300円</li> <li>1日ドック+脳ドック 18,700円</li> <li>脳ドック 9,600円</li> <li>・広島市職員健康保険組合負担（7割相当額）</li> </ul>
ふるさとづくり人材育成事業補助	<p>ふるさとづくりに関する各種の研修を受ける者への補助</p> <p>1 補助対象 以下の事業に要する旅費及び実費経費 湯来町の技術等の継承及び開発研修事業 湯来町ふるさとづくり視察研修事業 湯来町青少年研修事業</p> <p>2 補助額 旅費及び補助対象経費の1/2の合計額</p> <p>3 補助限度額 20万円/年 国内5万円/年、国外10万円/年</p>	<p>広島市には、地域の技術等の継承及び開発に関する研修旅行や、住民によるまちづくり施策の視察旅行に対する補助はしていない。</p> <p>なお、広島市では、高校生の国内・国外留学推進事業において、広島市立高校生及び広島市私立学校振興事業補助金を交付している私立高校に通学している高校生を対象に8名を選考し、1学年間の留学を本人半額負担として行っている。</p>
ふるさと塾助成事業補助	<p>町内の地域づくりに関わる活動団体への補助</p> <p>1 補助対象 人材育成及び人的交流のための研修会合に要する会場費、講師招へい旅費等</p> <p>2 補助限度額 20万円/3年以内</p>	<p>（財）広島市ひと・まちネットワークで「公益信託広島市まちづくり活動支援基金」によるまちづくり活動を支援するための助成事業を実施している。</p>
町内会連合会補助	<p>湯来町町内会連合会への補助</p> <p>1 補助対象 会議及び研修経費</p> <p>2 補助額 28万5千円/年</p>	<p>広島市では町内会連合会の会議及び研修経費等については支援していないが、町内会への屋外掲示板設置補助や小学校区等の単位で地域団体の過半数が共同実施するスポーツ大会・レクリエーション等に対する地域活動振興補助の支援がある。</p>
高齢者能力活用協会補助	<p>高齢者能力活用協会への補助</p> <p>1 補助対象 湯来町高齢者能力活用協会運営費</p> <p>2 補助額 376万1千円/年</p>	<p>湯来町高齢者能力活用協会は、（社）広島市シルバー人材センターと統合するよう協議を進める。</p>

名 称	内 容	備 考
スポーツ振興費補助	スポーツ団体への補助 1 補助対象 団体が行う活動に要する経費 2 補助額 1/2 (限度額 3 万円)	合併後は、(財)広島市スポーツ協会が実施する各種事業を利用できる。
やまびこの会補助	人権啓発団体「湯来町やまびこの会」への補助 1 補助対象 人権啓発事業に要する経費 2 補助額 2 万 8 千円/年	会員は、合併後も会を存続させる意向であるため、広島市主催の研修会への案内等、支援策を講じる。
高齢者休養施設利用助成	町内に住所を有する 65 歳以上の者への補助 1 補助対象 湯来ロッジ、湯の山温泉館、クアハウス湯の山の利用料 2 補助額 (利用助成券の交付による) 湯来ロッジ・湯の山温泉館 ・休憩料：1 人 1 日につき 200 円 ・入湯料：1 人 1 日につき 100 円 クアハウス湯の山 ・使用料：1 人 1 日につき 500 円	広島市の 65 歳以上の健康手帳提示による利用料減免施設に指定する方向で検討する。  〔 広島市の当該制度導入施設 ・広島平和記念資料館 (免除) ・区スポーツセンター (免除) ・現代美術館 (常設展示のみ免除) ほか 〕
障害者休養施設利用助成	町内に住所を有する身体障害者手帳又は療育手帳所持者への補助 1 補助対象 湯来ロッジ、湯の山温泉館、クアハウス湯の山の利用料 2 補助額 (利用助成券の交付による) 湯来ロッジ・湯の山温泉館 ・休憩料：1 人 1 日につき 200 円 ・入湯料：1 人 1 日につき 100 円 クアハウス湯の山 ・使用料：1 人 1 日につき 500 円	広島市の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者利用料減免施設に指定する方向で検討する。  〔 広島市の当該制度導入施設 ・広島平和記念資料館 (免除) ・区スポーツセンター (免除) ・現代美術館 (常設展示のみ免除) ほか 〕
保育所保護者会補助	保育所保護者会への補助 1 補助対象 保育所保護者会の研修・親睦等の事業 2 補助額 1 万 9 千円/年	広島市立の保育園で保護者会が組織されている保育園があるが、自主財源により運営されているため、同様の扱いとなる。
国民健康保険被保険者休養施設利用助成	町の国民健康保険被保険者 (資格証明書交付対象者を除く。) への補助 1 補助対象 湯来ロッジ、湯の山温泉館、クアハウス湯の山の利用料 2 補助額 湯来ロッジ・湯の山温泉館 1 人 1 日につき 650 円 × 保険給付割合 クアハウス湯の山 1 人 1 日につき 1,500 円 × 保険給付割合	広島市では当該助成制度はないが、はりきゅう施術費の支給など市独自の保健事業を新たに受けられることとなる。  〔 はりきゅう施術費の支給 ア 対象者 被保険者 イ 支給額 1 回につき 700 円 1 年間 (4 月 ~ 翌年 3 月) 1 人 35 回まで 〕

名 称	内 容	備 考
食生活改善推進協議会補助	湯来町食生活改善推進協議会への補助 1 補助対象 湯来町食生活改善推進協議会の事業 ゆきヘルスマイト活動 伝達講習 研修等 2 補助額 5万円/年	平成 16 年度でヘルスマイト養成事業を終了し、以後はグループで自主活動を行う予定であるため、補助金は不要となる。
広島総合病院施設整備事業補助	広島県厚生農業協同組合連合会への補助 1 補助対象 広島総合病院の施設整備に要する費用 2 補助額 258万3千円(平成19年度まで定額)	経過措置 合併後、平成19年度まで広島市において補助金を交付する。
ごみ減量化対策事業補助	湯来町高齢者能力活用協会への補助 1 補助対象 湯来町高齢者能力活用協会が行う段ボールや缶類の収集を中心としたごみ減量化対策事業 2 補助額 572万4千円(平成16年度)	委託に切り替えて実施する方向で検討する。
生ごみ処理容器設置事業補助	生ごみ処理容器を設置する者への補助 1 補助対象 生ごみ処理容器の購入費用 2 補助額 コラボン 購入価格の1/2以内(限度額3千円) EM専用処理容器 購入価格の1/2以内(限度額1千円) 電動式処理容器 購入価格の1/2以内(限度額1万円)	合併後は、広島市の家庭用生ごみ処理機等斡旋事業で対応する。
企業等立地奨励事業補助	町内に一定規模以上の事業所を新設又は増設しようとする者への奨励金の交付 1 期間 固定資産税が課せられる年度から3年間 2 奨励金の額 固定資産税の額(土地に係る課税分を除く。)に各年度の割合を乗じて得た額 初年度 100/100 2年度 80/100 3年度 60/100	経過措置 湯来町で交付決定を受けたものは、合併後、広島市において交付期間終了まで町が決定した額を補助する。
観光協会補助	湯来町観光協会への補助 1 補助対象 湯来町観光協会が実施する事業 先進地視察研修 観光写真コンテストの開催 各種行事等の後援・協賛 宣伝誘致事業 2 補助額 220万円	湯来町観光協会は(財)広島観光コンベンションビューローと統合するよう協議を進め、観光協会の事業の継続については両団体において協議する。

名 称	内 容	備 考
巻柿生産拡大事業補助	広島市農業協同組合への補助 1 補助対象 巻柿の材料である生柿と干柿の買い取り 2 補助額 ・生柿：3円/100g ・干柿：5円/個	広島市の「ひろしまそだち」推進事業」において製品のブランド化を進める。
遊休農地活用推進事業補助	遊休農地に景観形成作物を導入する者への補助 1 補助対象 事業に要する経費 2 補助額 100/100（補助限度額：3万円/10a）	広島市では、遊休農地の活用策として、景観形成作物の作付けを行う事業に対する補助はしていない。 湯来町においても、平成14年度以降、当該制度の利用実績はない。
農業生産団体育成事業補助	農業生産団体・畜産業生産団体への補助 1 補助対象 農業・畜産業生産の拡大のための技術指導等の事業 2 補助額 ・湯来町農事研究会：14万4千円 ・湯来町広島菜生産振興部会：4万円 ・湯来町巻柿生産振興部会：3万6千円 ・広島市農業協同組合砂谷酪農部会：22万6千円 ・湯来町肉用牛育成同志会：6万4千円	湯来町の補助対象団体を広島市の補助対象団体である農業振興協議会に編入し、技術指導等の振興を図る。
受精卵移植推進事業補助	優良肉用牛の確保のため、受精卵移植を実施する町内の農家への補助 1 補助対象 事業に要する経費 2 補助額 2万円/回	広島市では、優良繁殖メス和牛（黒毛和種メス）の受精卵を1万5千円（平成16年度）で売払っており、安価に受精卵が取得できることとなる。 なお、スーパーカウ（高能力乳用牛）についても、同様の事業を行っている。
猟友会補助	湯来町猟友会への補助 1 補助対象 猟友会の活動 2 補助額 10万円	広島市では猟友会に対する補助はないが、猟友会から推薦された班員で構成される「有害鳥獣駆除班」への捕獲報償金や出勤謝礼金の制度は湯来町と同様に広島市にもある。
みどりの少年団育成事業補助	みどりの少年団への補助 1 補助対象 みどりの少年団の森林環境保全等に関する事業 2 補助額 10万円以内/年	広島市のみどりの少年団と同様、「広島県みどり推進機構広島支部」の助成制度を利用する。
JR可部線廃止代替バス通学定期差額補助	JR可部線可部～三段峡間廃止に伴い、バス通学となった者への補助 1 補助対象 平成15年11月30日までJR可部線を利用して通学していた湯来町に居住する高校生 2 補助額 廃止以前のJR通学定期券の額とバス通学定期券の額との差額	広島市では、高校生に対する通学費の補助はしていない。 なお、学校から居住する区域の中心地点までの距離が、小学校で4km以上、中学校で6km以上の区域から通学する児童・生徒に対しては、最も経済的な通学経路及び方法により通学する場合の通学費を援助している。

名 称	内 容	備 考
消防団分団運営費補助	消防団分団への補助 1 補助対象 分団運営費 2 補助額 20万4千円	広島市では、各消防団に対する補助を行っている。
消防後援会運営補助	消防後援会への補助 1 補助対象 後援会主催の消防団慰労会等 2 補助額 27万2千円	広島市には消防団の後援会制度はない。また、消防団の慰労会等への補助はしていない。
消防施設補助	消防後援会への補助 1 補助対象 消防施設の修繕等に要する経費 2 補助額 10/10以内（予算の範囲内）	広島市の消防団施設は市が直接修繕するため補助はない。
定時制高校振興事業補助	広島県立宮島工業高等学校定時制教育振興会への補助 1 補助対象 振興会が行う事業活動 2 補助額 5万円	広島市では、各高等学校単位の支援団体に対する補助はしていない。
公民館まつり補助	湯来南公民館まつり実行委員会及び湯来西公民館まつり実行委員会への補助 1 補助対象 毎年各1回各公民館で開催される公民館まつりの開催経費 2 補助額 10/10以内（予算の範囲内）	広島市の公民館まつりは、実行委員会の自主財源（バザー売上げ等）で経費を賄っているため、同様の扱いとする。
高等学校教育振興事業（国際交流事業）補助	湯来南高校教育振興会への補助 1 補助対象 湯来南高等学校及び英国タスカームルワード校の姉妹校提携に伴う短期留学生の受入れに伴うホームステイ先への支援やウエルカムパーティに要する経費 2 補助限度額 20万円	広島市立高校においても海外からの短期留学生の受入れを実施しているが、湯来町が補助対象としている費用は、広島市は補助しておらず、各学校のPTA等が負担している。
教育研究会補助	湯来町教育研究会への補助 1 補助対象 教職員の研修及び教育研究活動 2 補助額 10万円	広島市の教育実践研究奨励事業で対応する。
水内ふるさとまつり補助	水内ふるさとまつり実行委員会への補助 1 補助対象 毎年1回湯来町農村環境改善センターで開催される水内ふるさとまつりの開催経費 2 補助額 10/10以内（予算の範囲内）	公民館まつりと同様に、実行委員会の自主財源（バザー売上げ等）で経費を賄うこととする。

名 称	内 容	備 考
明るい選挙推進協議会補助	湯来町明るい選挙推進協議会への補助 1 補助対象 明るい選挙推進協議会の事業 2 補助額 5万円	広島市では、協議会事業費を広島市選挙管理委員会の事務費で支出しているため補助はない。

議題 5

広島市・湯来町合併研究協議会協議書

協議番号 第8号

協議事項 財産区の取扱い

現 況 比 較

区 分	広 島 市							湯来町
名 称	久 地	小河内	飯 室	緑 井	高 南	三 入	元宇品町	砂 谷
区 域	安佐北区 安佐町大 字くすの 木台等	安佐北区 安佐町大 字小河内	安佐北区 安佐町大 字飯室	安佐南区 緑井町等	安佐北区 白木町大 字秋山等	安佐北区 可部町大 字南原等	南 区 元宇品町	大字葛原 等
設置年月日	S 30.3.31			S 30.7.1	S 31.9.30	S 30.3.31	M37.9.15	S 31.9.30
設置経緯	広島市との合併の前の町村合併により、当時の村有財産の一部を財産区とし、広島市がそのまま引き継いだ。						安芸郡仁保島村字宇品の広島市への編入に伴い、当時の村有財産の一部を財産区とした。	町村合併により、当時の村有財産の一部を財産区とした。
財 産	山林 m <sup>2</sup> 61,784	山林 m <sup>2</sup> 479,470	山林 m <sup>2</sup> 52,361	山林 m <sup>2</sup> 491,581	山林 m <sup>2</sup> 1,261,250	山林 m <sup>2</sup> 6,449,728	宅地等 m <sup>2</sup> 7,295.70	山林 m <sup>2</sup> 868,100
管 理 者	広 島 市 長							湯来町長
設置機関	財 産 区 議 会					財産区管理会		財産区議会
議員(委員) の定数等	6 人	7 人	7 人	14 人	12 人	7 人	5 人	8 人
	任期：4年							
	1 財 産 区：市町村の一部の区域が市町村から独立して財産又は公の施設を所有し、管理及び処分することを認められた特別地方公共団体 2 財産区議会：財産区の事務が極めて限られた区域であるため、市町村議会が議決を行うことが実状に即さない等の理由により必要があると認められる場合に設置することができる議決機関 3 財産区管理会：市町村との一体的関係を保持しながら、財産区の運営に財産区住民の意思を反映させることを目的として設置することができる審議機関							

調整方針(案)

砂谷財産区は存続するものとし、同財産区には、財産区管理会を置くものとする。

備 考